

三朝町町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月26日

三朝町長

三朝町条例第17号

三朝町町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町町道の構造の技術的基準等に関する条例（平成25年三朝町条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(車線等)</p> <p>第6条 車道（<u>停車帯、自転車通行帯及び道路構造令施行規則（昭和46年建設省令第7号）第2条各号に掲げるものを除く。</u>）は、車線により構成されるものとする。ただし、第5級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(車線等)</p> <p>第6条 車道（<u>停車帯及び道路構造令施行規則（昭和46年建設省令第7号）第2条各号に掲げるものを除く。</u>）は、車線により構成されるものとする。ただし、第5級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p>
<p>(路肩)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第2級から第4級までの道路で<u>自転車道又は自転車通行帯</u>を設けない場合にあっては、次に掲げる場合の車道の左側に設ける路肩の幅員は1メートル以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特例の理由によりやむを得ない箇所については、前項の規定によることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4・5 略</p> <p>6 歩道、自転車道又は<u>自転車通行帯若しくは自転</u></p>	<p>(路肩)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第2級から第4級までの道路で自転車道を設けない場合にあっては、次に掲げる場合の車道の左側に設ける路肩の幅員は1メートル以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特例の理由によりやむを得ない箇所については、前項の規定によることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4・5 略</p> <p>6 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道</p>

車歩行者道を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。

7 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車通行帯若しくは自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

8 略

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（前項に規定するものを除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 略

(自転車通行帯)

第9条の2 自動車及び自転車の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する

路にあっては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。

7 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

8 略

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（前項に規定するものを除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 略

必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い道路（自転車道又は自転車通行帯を設けるものを除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～6 略

(歩道)

第11条 歩行者の交通量が多い道路（第5級のもの及び自転車歩行者道を設けるものを除く。）又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない

2～5 略

6 歩道（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、0センチメートルを標準とする。

7 略

(舗装)

第26条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道等は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 略

(横断勾配)

第27条 略

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い道路（自転車道を設けるものを除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～6 略

(歩道)

第11条 歩行者の交通量が多い道路（第5級のもの及び自転車歩行者道を設けるものを除く。）又は自転車道を設ける道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 略

6 歩行（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、0センチメートルを標準とする。

7 略

(舗装)

第26条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 略

(横断勾配)

第27条 略

2 歩道等又は自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

(待避所)

第31条 第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、長さを15メートルまで縮小することができる。

2 歩道又は自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

(待避所)

第31条 第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、長さを15メートルまで縮小することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。